

令和7年6月10日

一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

東京運輸支局
自動車運送事業監査室

(1) 行政処分等の年月日	令和7年6月10日
(2) 事業者の氏名又は名称	株式会社みずほ観光（法人番号：9013102003150） 代表者 滝島 由樹
(3) 事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	(事業者) 東京都西多摩郡瑞穂町長岡3-2-6 (本社営業所) 東京都西多摩郡瑞穂町長岡3-2-6
(4) 行政処分等の内容	処分日車数30日車のため、一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準3.(6)により文書警告
(5) 主な違反の条項	道路運送法第15条第3項
(6) 違反行為の概要	令和6年9月5日及び令和6年10月8日、定期的な監査を実施。5件の違反が認められた。(1)事業計画の事前変更届出違反(道路運送法(以下「運送法」)第15条第3項)、(2)勤務時間等基準告示の遵守違反(旅客自動車運送事業運輸規則(以下「運輸規則」)第21条第1項)、(3)整備管理者の研修受講義務違反(運輸規則第46条)、(4)運行管理者に対する講習受講義務違反(運輸規則第48条の4第1項)、(5)報告義務違反(運送法第94条第1項)
(7) 違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 3点 当該事業者の累積点数 3点

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について2.(4)但し書き参照)

令和7年6月10日

一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

東京運輸支局
自動車運送事業監査室

(1) 行政処分等の年月日	令和7年6月10日
(2) 事業者の氏名又は名称	有限会社ベル企画（法人番号：7012802002091） 代表者 本郷 誠
(3) 事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	(事業者) 東京都昭島市東町3-15-1 (本社営業所) 東京都昭島市東町3-15-1
(4) 行政処分等の内容	処分日車数20日車のため、一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準3.(6)により文書警告
(5) 主な違反の条項	旅客自動車運送事業運輸規則第21条第1項
(6) 違反行為の概要	令和6年11月12日、定期的な監査を実施。5件の違反が認められた。(1)運送引受書の記載事項の不備(旅客自動車運送事業運輸規則(以下「運輸規則」)第7条の2第1項)、(2)勤務時間等基準告示の遵守違反(運輸規則第21条第1項)、(3)点呼記録の記載事項の不備(運輸規則第24条第5項)、(4)業務の記録の記録事項の不備(運輸規則第25条第2項)、(5)運行指示書による指示等義務違反(運輸規則第28条の2第1項)
(7) 違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 2点 当該事業者の累積点数 2点

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について2.(4)但し書き参照)

令和7年6月10日

一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

茨城運輸支局
自動車運送事業監査室

(1) 行政処分等の年月日	令和7年6月10日
(2) 事業者の氏名又は名称	株式会社 I 交通（法人番号：3050001019445） 代表者 今泉 晴夫
(3) 事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	(事業者) 茨城県古河市坂間195-6 (本社営業所) 茨城県古河市坂間195-6
(4) 行政処分等の内容	処分日車数50日車のため、一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準3.(6)により文書警告
(5) 主な違反の条項	旅客自動車運送事業運輸規則第26条第1項
(6) 違反行為の概要	令和6年12月23日及び令和7年1月23日、定期的な監査を実施。3件の違反が認められた。(1)疾病のおそれのある運行の業務(旅客自動車運送事業運輸規則(以下「運輸規則」)第21条第5項)、(2)運行記録計による記録義務違反(運輸規則第26条第1項)、(3)運転者に対する指導監督義務違反(運輸規則第38条第1項)
(7) 違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 5点 当該事業者の累積点数 25点

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について2.(4)但し書き参照)

令和7年6月10日

一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

神奈川運輸支局
自動車運送事業監査室

(1) 行政処分等の年月日	令和7年6月10日
(2) 事業者の氏名又は名称	イースタン企画株式会社（法人番号：4020001121707） 代表者 松尾 浩道
(3) 事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	(事業者) 神奈川県横浜市瀬谷区瀬谷4-7-22 (本社営業所) 神奈川県横浜市瀬谷区瀬谷4-7-22
(4) 行政処分等の内容	文 書 警 告
(5) 主な違反の条項	旅客自動車運送事業運輸規則第38条第1項
(6) 違反行為の概要	令和7年4月23日、定期的な監査を実施。1件の違反が認められた。(1) 運転者に対する指導監督実施記録の不備(旅客自動車運送事業運輸規則第38条第1項)
(7) 違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 0点 当該事業者の累積点数 0点

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について2.(4)但し書き参照)